第26回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項

- 事業報告
  業務の適正を確保するための体制
- 連結計算書類
  連結株主資本等変動計算書
  連結注記表
- 計算書類
  株主資本等変動計算書
  個別注記表

法令及び当社定款の規定に基づき、上記の事項につきましては、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

株式会社CARTA HOLDINGS

業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

1．コンプライアンス体制

（取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

（1）取締役会規程を始めとする社内諸規程を制定し、社内システム上で閲覧できる状態にする。

（2）役職員の職務執行の適切性を確保するため、内部監査担当部門を設置し、内部監査規程に基づき、内部監査を実施する。

（3）法務担当部門は、役職員に対する教育研修体制を構築する。

（4）法令違反その他のコンプライアンスに関する内部通報窓口を設置し適切に運用する。

（5）反社会的勢力及び団体との関係を遮断し、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否する。

2．情報保存・管理体制

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

（1）取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、取締役会規程、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により保存し、適切に保存及び管理する。

（2）取締役会議事録を管理する取締役会事務局は、取締役会議事録に関する取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

3．リスク管理体制

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

（1）取締役会は、コンプライアンスや情報セキュリティ等のリスクに対処するため、社内規程・ガイドライン等を整備し、適宜見直すものとする。

（2）経営上の重要なリスクに関する情報は、経営会議・リスク管理委員会等で議論し、取締役会に報告を行う。

（3）内部監査担当部門は、内部監査規程に基づき、各部門のリスク管理状況の監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

4．効率性確保体制

（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

（1）定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

(2) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務分掌規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに基づき業務を分担する。

5．企業集団内部統制システム

(当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

(1) 当社の役職員が子会社の取締役等に就くことにより、子会社の職務執行状況を把握できる体制を確立する。

(2) 業務監査、内部統制監査等の内部監査により、子会社の業務の適正を確保する。

(3) 監査役は、その職務を行うため必要とする事項について、子会社に対しても事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

6．監査役の補助使用人とその独立性

(監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役専任のスタッフを置くこととする。

(2) 監査役は、経理財務担当部門・法務担当部門・内部統制担当部門・人事担当部門・内部監査担当部門等に所属する使用人に、監査業務に必要な事項を指示することができる。

(3) 監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

7．監査役への報告体制

(取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の役職員が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制)

(1) 取締役及び各関係部署は、監査役監査規程に基づき、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行う。

(2) 会計監査人、取締役、内部監査担当部門等の使用人そのほかの者は、監査役会規程に基づき、監査役会の求めに応じて、必要な報告及び情報提供を行う。

(3) 当社及び子会社の役職員は、企業集団に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに当社の監査役に報告する。

(4) 前号の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いをすることを禁止する。

8．監査費用の処理

（監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項）

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

9．監査役監査の実効性確保体制

（その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制）

（1）監査役は、取締役、会計監査人及び使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。

（2）監査役は、取締役会に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

（3）監査役会は、取締役および執行役員等と定期的に会合をもち、意見交換等を行う。

（4）監査役会は、監査役より職務執行の状況に関して定期かつ随時に報告を受けることにより、監査の環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

当該体制の運用状況

1．コンプライアンス

当社の経営理念を構成するバリュー（行動規範）の一つに「全誠実でいよう。」を定めており、経営陣をはじめ各従業員が様々な意思決定の場面で実際にこれに沿った行動をしております。

従業員が各事業を遂行する上で法令等に関して確認を要する際には、法務担当部門に相談した上で事業を推進しております。

法務担当部門は、研修ビデオ視聴などの形式で従業員に対してコンプライアンス研修を実施しております。

内部通報窓口が設置されており、継続的に運用されております。

2．リスク管理

重要な懸案事項については、経営会議などで十分に審議されたうえで、取締役会に報告が行われております。

全社リスクについては、リスク管理委員会でリスクの洗い出し、対応計画の策定、対応状況の確認などを定期的に実施しており、その内容は適宜経営会議に報告されております。

ビジネスリスク、情報セキュリティリスク、ファイナンスリスク、コンプライアンスリスクなど、各種リスクについては、それぞれに対応する会議体で定期的に議論されており、重要度が高い事項については、適宜経営会議で議論されております。

内部監査室は、監査計画に基づいたリスクベースの監査を実施しており、監査結果が代表取締役に報告されております。

3．企業集団内部統制

当社の役職員が子会社の取締役等に就くことにより、子会社の職務執行状況を把握しております。子会社の職務執行状況は、経営会議などで適宜報告されており、懸案事項について適時かつ適切に議論が行われております。

4．監査役の補助使用人

監査役専任のスタッフは設置しておりませんが、経理財務担当・法務担当・人事担当・内部監査担当をはじめとする各部門の従業員が、監査役の求めに応じて必要な情報を提供しております。また、監査役からの指示を受けた従業員は、その指示に関しては取締役からの指揮命令を受けることなく、監査役の指示に協力しております。

5．監査役監査の実効性

監査役は、取締役会、経営会議その他の重要会議に出席し、取締役の意思決定や職務執行が法令・定款に違反していないことを適宜確認しております。

監査役は、会計監査人と四半期ごとにレビュー結果の報告受領のために定例会合を実施しているほか、適宜情報交換を行っております。また、取締役および執行役員等と定期的に意見交換を実施しております。さらに、内部監査担当部門とは、常勤監査役が毎週の定例情報交換を実施しているほか、必要に応じて情報交換を行っております。

連結株主資本等変動計算書

（2024年１月１日から
2024年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,517	12,445	9,021	－	22,985
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	96	96			193
剰余金の配当			△1,362		△1,362
親会社株主に帰属する当期純利益			1,688		1,688
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	96	96	325	△0	518
当連結会計年度末残高	1,614	12,542	9,347	△0	23,503

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	478	71	549	66	231	23,833
当連結会計年度変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						193
剰余金の配当						△1,362
親会社株主に帰属する当期純利益						1,688
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	83	41	125	△54	70	140
当連結会計年度変動額合計	83	41	125	△54	70	659
当連結会計年度末残高	561	113	674	11	302	24,492

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　22社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1．企業集団の現況（3）③重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称　　合同会社ecnavi plus

連結の範囲から除いた理由　　非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用の非連結子会社及び関連会社数　7社

主要な会社等の名称　　PT. VENTENY Fortuna International Tbk

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称　　合同会社ecnavi plus

持分法を適用しない理由　　各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、関連会社の四半期決算日（2024年12月31日）現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

(新規) ・新規設立により１社増加

(除外) ・吸収合併により１社減少

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
貯蔵品	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～38年
工具、器具及び備品	３年～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア　社内における利用可能期間（３年～５年）に基づく定額法によっております。

のれん　５年から10年間で均等償却しております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ニ．ポイント引当金　ECナビ等の会員の将来のポイント行使による支出に備えるため、利用実績率等に基づき算出した、翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

④　重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、収益認識に関する注記に記載のとおりです。

⑤　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ロ．控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ハ．グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従っております。

２．会計上の見積りの開示に関する注記

のれん及びその他の無形固定資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、のれん316百万円、その他の無形固定資産1,488百万円を計上しております。このうちのれん304百万円及びその他の無形固定資産840百万円は、2019年１月１日付の株式会社サイバー・コミュニケーションズとの経営統合の結果、デジタルマーケティング事業及びインターネット関連サービス事業に関連して生じたものであり、資産合計の2.4%を占めています。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、のれん等の認識対象会社ごとに資産のグルーピングを行っており、原則として当該対象会社ごとに減損の兆候の有無の判定を行っております。

これらの無形固定資産を含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。また、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候には、営業活動から生ずる損益等が継続してマイナスとなっている場合のほか、事業に関連する経営環境の著しい悪化が生じた場合、あるいはそのような見込みがある場合等が含まれます。

② 主要な仮定

減損損失の認識及び使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎として見積もっております。事業計画の策定には過去の事業計画達成状況、関連する市場動向の将来予測を踏まえたプロダクト別の売上高及び人件費等の発生予測を踏まえた営業利益の見込みを用いております。また、使用価値の算定に用いる割引率は自己資本コストと負債コストを加重平均した資本コストによっております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該主要な仮定は、最善の見積りにより決定しておりますが、不確実性が高く、将来の経営環境の変化等によって、将来キャッシュ・フロー及び割引率の見積りを修正した場合、のれん等の減損損失を新たに認識もしくは追加計上する可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　642百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式（株）	25,168,971	132,000	－	25,300,971

（注） 新株予約権の行使により、132,000株が増加しております。

（2）自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 25株

（3）剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2024年２月22日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 679百万円
・１株当たり配当金額 27円（普通配当27円）
・基準日 2023年12月31日
・効力発生日 2024年３月11日

2024年８月９日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 683百万円
・１株当たり配当金額 27円（普通配当27円）
・基準日 2024年６月30日
・効力発生日 2024年９月９日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年２月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 733百万円
・１株当たり配当金額 29円（普通配当29円）
・基準日 2024年12月31日
・効力発生日 2025年３月17日

（4）当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

5．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用及び調達方針として、計画的かつ効率的な運用と調達を実現し、財務費用の低減と財政基盤の強化を図ることを目的としております。

資金運用については、元本リスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入を中心に資金を調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金については、取引先の信用リスクに晒されております。このリスクに対して、当社では、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに、信用調査・与信管理に関する規程に基づき、信用リスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券のうち株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行い、機動的に対応できる体制を整えております。また、満期保有目的の債券は、償還期間が短期であり、かつ、元本が保証される債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金については、すべてが１年以内の支払期日であります。

預り金は、すべて１年以内の支払期日であります。

借入金については、運転資金であり、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の金利変動リスクに対しては金利を固定化することによりリスク回避を行っております。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利によっております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次資金繰表を作成した上で、日次で入出金の確認を行い、流動性リスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,399	1,399	－
関連会社株式	812	2,175	1,362
資産計	2,212	3,575	1,362
(2) リース債務 (注) 2	9	9	△0
負債計	9	9	△0

(注) 1．「現金及び預金」、「売掛金」、「有価証券」、「買掛金」、「未払金」、「預り金」、「未払法人税等」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2．一年内返済予定のリース債務は、リース債務に含んでおります。また、連結貸借対照表では、流動負債の「その他」及び固定負債の「その他」に含めて表示しております。

3．市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,711
関連会社株式	672

これらについては、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,399	－	－	1,399
資産計	1,399	－	－	1,399

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 関連会社株式 株式	2,175	－	－	2,175
資産計	2,175	－	－	2,175
リース債務	－	9	－	9
負債計	－	9	－	9

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

１．投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

２．リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

６．１株当たり情報に関する注記

（1） １株当たりの純資産額　955円64銭

（2） １株当たりの当期純利益　66円79銭

7．収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント		
	デジタルマーケティング事業	インターネット関連サービス事業	合計
顧客との契約から生じる収益	16,239	8,035	24,275
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	16,239	8,035	24,275

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① デジタルマーケティング事業

主な履行義務は、顧客からの依頼に基づいて広告をメディアへ出稿することであります。

メディアに広告出稿がなされた時点で、当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。当該事業は代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する費用を控除した純額を計上しております。

② インターネット関連サービス事業

主な履行義務は、当社が運営する自社メディアに顧客である広告配信事業者の広告を掲載することであります。

顧客との契約に基づき、インプレッション課金型広告の場合にはユーザーに広告を表示した時点、クリック課金型広告の場合はユーザーがクリックした時点、成果報酬型広告の場合はユーザーが広告をクリックし顧客と合意した成果が得られた時点等で収益及び費用を認識しております。当該事業は、代理人としての性質が強いと判断されるものを除き収益及び費用を総額表示しております。

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2024年１月１日から
2024年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,517	10,333	10,333	6,934	6,934	－	18,785
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	96	96	96				193
剰余金の配当				△1,362	△1,362		△1,362
当期純利益				1,242	1,242		1,242
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	96	96	96	△119	△119	△0	73
当期末残高	1,614	10,430	10,430	6,814	6,814	△0	18,859

(単位：百万円)

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	539	66	19,391
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			193
剰余金の配当			△1,362
当期純利益			1,242
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	45	△54	△9
当期変動額合計	45	△54	64
当期末残高	584	11	19,456

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　２年～38年

工具、器具及び備品　３年～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

社内における利用期間（３年～５年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金	役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、収益認識に関する注記に記載のとおりです。

(5) その他計算書類の作成のための重要な事項

① 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2．会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(百万円)

	当事業年度
関係会社株式	5,711

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式のうち市場価格のない株式について、対象会社の財政状態の悪化や超過収益力の減少により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、実質価額まで評価損を計上することとしております。

関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合の回復可能性の判断については、事業計画等を基礎として実施していますが、当該事業計画には売上の成長見込みや費用の削減見込みといった主要な仮定が含まれています。当該主要な仮定は、市況変動、投資先の業界の成長性や競争環境、顧客動向等の影響を受ける可能性があり、見積りの不確実性を伴うことから、当該主要な仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　646百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	5,399百万円
営業費用	176百万円
営業取引以外の取引	320百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式　25株

6．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	40百万円
賞与引当金	144
関係会社株式評価損	417
投資有価証券評価損	87
未払費用	185
繰越欠損金	105
その他	31
繰延税金資産　小計	1,012
評価性引当額	△689
繰延税金負債との相殺	△258
繰延税金資産　合計	64
繰延税金負債	
有価証券評価差額	△258百万円
繰延税金負債　小計	△258
繰延税金資産との相殺	258
繰延税金負債　合計	－

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△31.8%
評価性引当額の増減額	△14.5%
その他	1.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△14.0%

7．関連当事者との取引に関する注記

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）の割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	㈱電通グループ	（被所有）直接 53.17	役員の兼任	経営指導料（注）1	24	関係会社未払金	6

（注）1．経営指導料は、業務内容を勘案し当事業者間契約により合理的に決定しております。

（2）子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）の割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱CARTA COMMUNICATIONS	（所有）直接 100.00	資金の貸借 経営指導料 役員の兼任	資金の貸借（注）1	－	関係会社短期貸付金	2,500
				受取利息（注）1	1	—	－
				経営指導料（注）2	2,097	関係会社未収入金	215
子会社	㈱DIGITALIO	（所有）直接 100.00	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸借（注）1	－	関係会社短期借入金	431
				支払利息（注）1	0	—	－
子会社	㈱fluct	（所有）直接 100.00	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸借（注）1	－	関係会社短期借入金	605
				支払利息（注）1	0	—	－
子会社	㈱CARTA MARKETING FIRM	（所有）直接 100.00	資金の貸借 経営指導料 役員の兼任	資金の貸借（注）1	－	関係会社短期借入金	963
				受取利息（注）1	16	—	－
				経営指導料（注）2	742	関係会社未収入金	81
子会社	㈱CARTA VENTURES	（所有）直接 100.00	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸借（注）1	－	関係会社短期貸付金	499
				受取利息（注）1	3	—	－
子会社	㈱サポーターズ	（所有）直接 100.00	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸借（注）1	－	関係会社短期借入金	538
				支払利息（注）1	0	—	－
子会社	㈱CARTA SYNC GAMES	（所有）直接 99.84	資金の貸借 役員の兼任	債権放棄（注）3	754	—	－

種類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）の割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱KAIKETSU	（所有）直接 99.99	資金の貸借 役員の兼任	債権放棄（注）3	305	—	–
子会社	㈱テレシー	（所有）直接 100.00	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸借（注）1	–	関係会社短期借入金	1,224
				支払利息（注）1	0	—	–
関連会社	PT. VENTENY Fortuna International Tbk	（所有）直接 21.06	社債の引受	社債の引受（注）4	–	有価証券	900
				受取利息（注）4	95	—	–

（注）1．資金の貸借取引は、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）によるものであります。CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは実務上困難であるため、取引金額は記載しておりません。なお、上記各社の利息につきましては、市場金利を勘案して決定しております。

2．経営指導料は、業務内容を勘案し当事業者間契約により合理的に決定しております。

3．債権放棄については、経営不振の㈱CARTA SYNC GAMESと㈱KAIKETSUの清算手続きの開始を行ったものであります。

4．PT. VENTENY Fortuna International Tbkの発行する社債の引受を行ったものであり、社債の利率については、市場金利を勘案して決定しております。

（3）役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

8．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	768円52銭
(2) 1株当たりの当期純利益	49円17銭

9．収益認識に関する注記

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。